

事業主さん必見!!

「改正民法」で責任が変わる

～仕事対策部主催 民法改正学習会～

2020年4月1日から施行されました「改正民法」は契約重視に大きく舵を切り、「契約不適合」が生じた場合の工務店や住宅会社の責任は、今まで以上に重くなりました。

組合員のみなさんが知っておくべき改正民法のポイントをまとめ、契約トラブルから身を守る方法をわかりやすく学べます。

【日程・場所】

日 時：令和2年11月26日（木）

19:00 ～ 20:00（質疑応答含む）

場 所：東建従本部会館 3階 大会議室

東京都江戸川区東葛西 7-6-4

※駐車場には台数に限りがあります。また、必ずマスクの着用をお願いします。

※来られない方へ→オンライン（Zoom）での参加が可能です。

（スマホでも可能です。使い方が分からない方は事前に書記局までご連絡下さい。）

参加費：無料

講 師：木賀執行委員長

申込方法：FAX もしくはメールにて

締切り：本部会館は先着20名様

※Zoomで参加の場合は11月24日までにご連絡ください。

（参加用ID・資料等を送るため、必ずメールアドレスをご記入下さい）

知っていますか？

○瑕疵→契約不適合の部分

○従来の「瑕疵担保責任期間」

→「時効」の考え方へ統一

〔参加申込書〕

お申込・お問合せ先 : FAX 03-3689-3199

メールでのお申込み info@tokenjyu.or.jp まで

以下の欄にご記入の上、担当 荒井までお申込みください。

参加方法 : 【本部会館・ Zoom】 いずれかに○をつけて下さい。

氏 名 : 支 部 : 支 部

連絡先電話番号 :

（以下 Zoom で参加される方は必須）

※メールでお申込みいただいた方は不要です。頂いたアドレスに資料と参加 ID をお送りします。

メールアドレス :